

【 第1回中標津町総合発展計画審議会報告 】

日時：平成21年12月18日（金）18：30～20：15

場所：中標津総合文化会館（しるべつと） 1階 展示室、コミュニティホール

出席者：20名（中標津町総合発展計画審議会委員14名、小林町長、事務局5名）

<会議次第>

○ 委嘱状交付

- 1 開会
- 2 町長挨拶
- 3 参加者自己紹介
- 4 議題

(1) 中標津町総合発展計画審議会の役割について

(2) 役員選出

(3) 第6期総合発展計画策定に係る基礎調査（アンケート調査結果）報告

<説明：榊ぎょうせい 伊沢研究員>

(4) 「10分でわかる中標津町総合発展計画の歴史」について

5 閉会

<配布資料>

- ・ 資料A-1～資料2（P.4～P.12に掲載）
- ・ まちづくりアンケート調査結果報告書・キャッチフレーズ及び自由意見
- ・ 第5期中標津町総合発展計画
- ・ 第5期中標津町総合発展計画<ダイジェスト版>

<会議結果報告>

○ 委嘱状交付

小林町長から委嘱状を
中標津町総合発展計画
審議会委員の皆様一人
ひとりへ交付を行ない
ました。



1 開会

2 町長挨拶 ⇒ [挨拶詳細 \(P.3\)](#)



3 参加者自己紹介

委員の皆様にご自己紹介をいただきました。



4 議題

(1) 中標津町総合発展計画審議会の役割について（事務局より説明）

⇒ [資料A-1～A-4 \(P.4～P.7\)](#)

(2) 役員選出

立候補・推薦がなかったため、事務局より提案を行い下記の委員に決定しました。

会長 小野委員（中標津町全町内会連合会推薦枠）

副会長 牧野委員（計根別地域総合振興対策協議会推薦枠）

[以下、場所をコミュニティホールに移し、中標津町まちづくり町民会議と合同会議]

(3) 第6期総合発展計画策定に係る基礎調査（アンケート調査結果）報告

<説明：株式会社 伊沢研究員>

⇒ [アンケート調査結果報告書（別添）](#)



(4) 「10分でわかる中標津町総合発展計画の歴史」について ⇒ [資料2 \(P.8～P.12\)](#)

5 閉会

12月18日（金）午後6時30分（中標津町総合文化会館）

『第1回総合発展計画審議会』開催にあたって ～ 町長挨拶 ～

本日は、年末で何かとお忙しい中、第6期中標津町総合発展計画の審議会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

只今、委嘱状を交付しました15名の審議委員の皆様と、委員を選出いただいた主要団体の皆様に、総合発展計画に対する御理解と御協力を、改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

御存知の通り総合発展計画は、町の計画の中でも最上位となる計画であり、まちづくりの基本指針です。現在進めている第5期総合発展計画は、平成13年に『活力みなぎる緑の郷土なかしべつ』をテーマに策定し、平成22年度までの10年間、町政はこの計画に基づいて推進しています。

これからの10年を考えますと、政権交代もあり国自体が大きな変革の最中（さなか）ですが、道東の中核都市として基幹産業の農業を中心に、環境問題や安心・安全への取り組み、日本最東端の中標津空港の活性化と交流人口の更なる増加など、本町へのニーズは高度化・多様化しており、医療福祉・経済産業・教育文化の中心都市としての役割はますます重要になってきます。

前回の計画策定は『町民会議』『審議会』『特別委員会』と引継いだため、仕切り直しによる疎外感や形式的に感じた審議を反省し、今回は同時進行の形で三つの策定機関が要所要所で情報共有できる方法としました。

このあとコミュニティーホールに場所を移して、発展計画の重要な基礎調査であります『町民・中高生アンケート結果』について『町民会議』『審議会』委員の皆様に合同報告会を予定しています。これも今回からの新たな手法です。

地域のリーダーであり、経験豊かな15名の審議委員皆様の御知恵と忌憚のないご意見をいただき、新たな総合発展計画が行政だけの計画ではなく、町民の皆様と共有できる羅針盤にしたいと思います。

委員の皆様にはあらかじめお詫び申し上げますが、大変な御苦勞をおかけする事になります。新たな総合発展計画は、来年の12月定例議会での議決を目指しておりますので、約1年間のハードなスケジュールになりますが、活発な意見交換をお願い申し上げます。お願いとお礼の御挨拶とさせていただきます。

○中標津町総合発展計画審議会条例

(平成2年3月24日条例第2号)

(設置)

第1条 中標津町総合発展計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき中標津町総合発展計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画に関し必要な事項について調査及び審議を行い答申する。

(組織)

第3条 審議会は委員30名以内をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関及び各種団体の代表者
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から当該職務の終了したときまでの期間とする。

(会長、副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要の都度会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(専門部会)

第7条 総合発展計画に関する諮問事項を専門的に審議するため審議会に専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合計画策定事務局において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○中標津町総合発展計画審議会条例施行規則

(平成2年3月31日規則第6号)

(趣旨)

第1条 中標津町総合発展計画審議会条例(平成2年条例第2号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項はこの規則に定めるところによる。

(専門部会)

第2条 条例第7条の規則による専門部会(以下「部会」という。)の設置は諮問事項に応じて審議会で決定する。ただし、当該諮問に係る審議が終了したときは、解散するものとする。

2 部会の委員は、審議会で決定する。

(部会長及び副部会長)

第3条 部会に、部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長の選任等については、条例第5条の規定を準用する。

3 部会の招集は、部会長が招集し、専門部会の審議は条例第6条の規定を準用する。

4 部会長は、部会の調査、審議に係る経過を審議会に報告するものとする。

(合同専門部会)

第4条 会長は、必要に応じ、2以上の専門部会をもって合同専門部会を開催することができる。

(意見の陳述)

第5条 部会長及び副部会長は、その所掌する事項について、必要があるときは、他の部会に出席し、意見を述べることができる。

(審議会の事務処理)

第6条 条例第8条の規定により審議会の庶務は、中標津町総合発展計画策定事務局である総務部が処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか審議会に必要な事項は会長が審議会にはかり定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年3月25日規則第10号)

この規則は、平成3年4月15日から施行する。

附 則(平成5年4月12日規則第25号)

この規則は、平成5年4月12日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第10号)

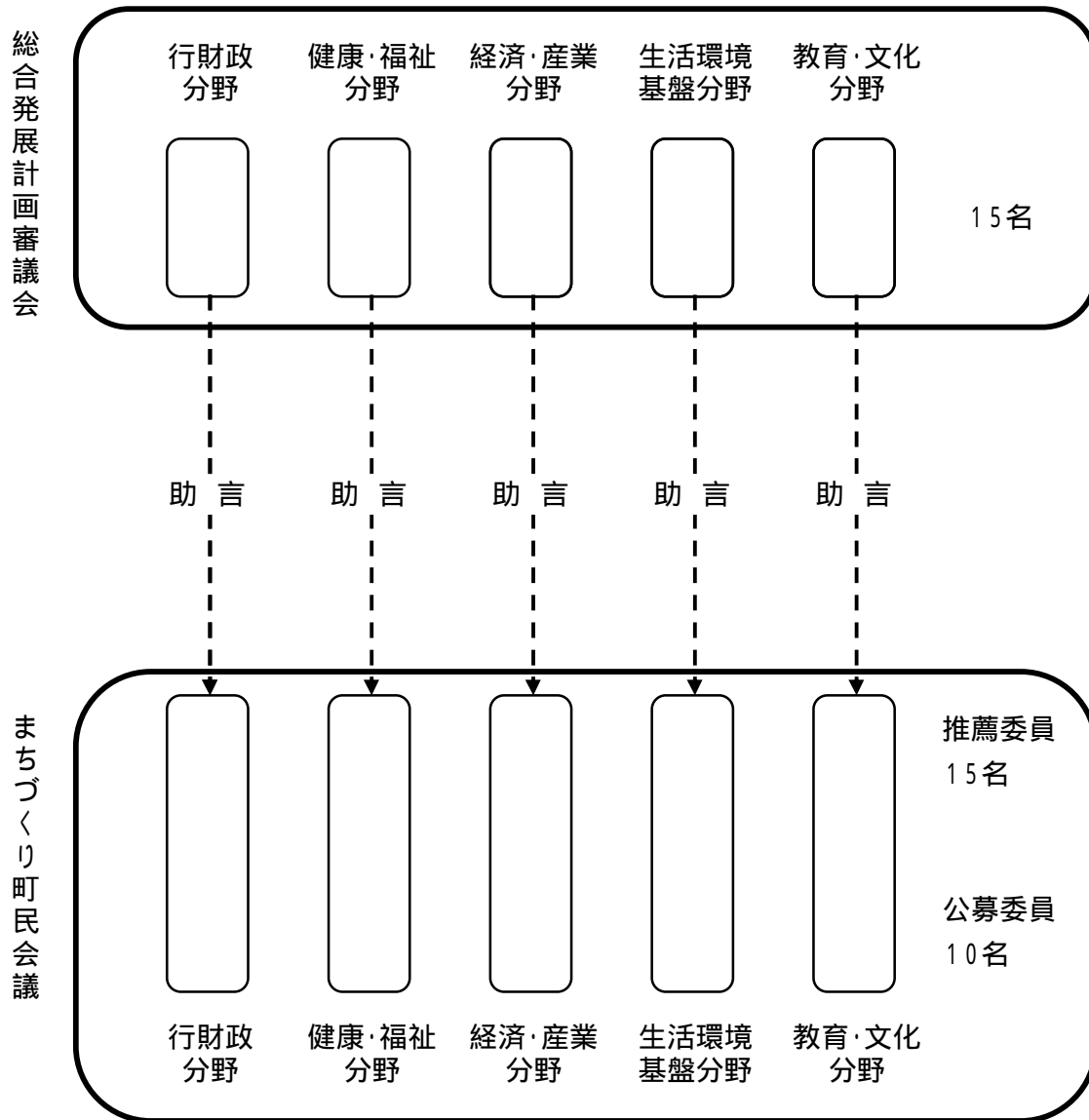
この規則は、平成9年4月1日から施行する。

第6期総合発展計画策定に係る審議会実施スケジュール

平成21年12月18日現在

開催日	町民会議
12月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・町長挨拶・参加者自己紹介・委嘱状の発布 ・第6期総合発展計画基礎調査の一部（アンケート）報告 まちづくり町民会議と合同で ・計画策定の概略説明、審議会の役割について説明
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期総合発展計画策定に係る基礎調査結果説明
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期総合発展計画（基本構想）原案の審議
7月	<p>【まちづくり町民会議合同会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6期総合発展計画（基本計画）案説明、質疑応答 ・グループワーク 第6期総合発展計画（基本計画）案
7月	<p>【まちづくり町民会議合同会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6期総合発展計画（基本計画）案に係るグループでの意見を発表、最終チェック <その1>
8月	<p>【まちづくり町民会議合同会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第6期総合発展計画（基本計画）案に係るグループでの意見を発表、最終チェック <その2>
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期総合発展計画（基本計画）原案の審議
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・第6期総合発展計画案の審議
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・パブコメ後の第6期総合発展計画案の審議

総合発展計画審議会とまちづくり町民会議との関係 (基本計画案の検討をする際のイメージ図)



【凡例】

- …関係行政機関及び各種団体の代表者
- …各種団体からの推薦委員
- …公募委員

10分でわかる中標津町総合計画の歴史

1, 過去の計画を逆算したらどうなるか

- 第6期総合発展計画 平成23年(2011年)～平成32年(2020年)
- 第5期総合発展計画 平成13年(2001年)～平成22年(2010年)
- 第4期総合発展計画 平成 3年(1991年)～平成12年(2000年)
- 第3期総合発展計画 昭和56年(1981年)～昭和65年(1990年)
平成 2年(")

? ● 第2期総合発展計画 昭和46年(1971年)～昭和55年(1980年)

? ● 第1期総合発展計画 昭和36年(1961年)～昭和45年(1970年)

上記の年度になるはずだが・・・

2, 発展計画の出だしに財政破綻があった

○中標津町が標津町と分村したのは、昭和21年(1946年)7月1日『中標津村』の人口は9,644人だった。

○この3年後の昭和24年(1949年)12月に町政施行の上申を行い。昭和25年(1950年)1月1日に『中標津町』が誕生、人口は11,380人に達していた。

ここから中標津町の『爆発的な人口増』と『巨額な借金行政』が始まる

『とうとう昭和30年(1955年)財政再建団体になってしまった!』

当時の『地方財政再建促進特別措置法』では・・・

- ① 昭和29年度までの累積赤字2千百万円は利子補給による起債で棚上げにする。
- ② 昭和30年度の赤字は臨時特別交付税によって是正する。
- ③ 昭和31年度以降は行財政改革によって赤字を生じないように指導する。

再建計画は昭和31年(1955年)から昭和40年(1965年)の10年間

※つまり第1期総合発展計画がスタートすべく、昭和36年(1961年)は、借金返済の真最中で『総合計画』どころでは無く『財政再建』に必死。

これを3年短縮して7年目の昭和37年(1962年)財政再建団体から脱却

3, 借金が終わって、ここから中標津町の『第1期発展計画』はスタートした。

◆ 第1期中標津町総合開発計画 昭和38年度～昭和47年度 (10年)
(1963年) (1972年)

計画の序文から(尾崎豊町長)

『本町は根室内陸地帯の中心の位置を占め発展しているが、この立地条件を生かし、本町のみならず根室管内全般の発展に貢献することも今後に残された課題とし、急速に変ぼうする社会情勢に対処し、将来の発展に誤ちのないように、多くの意見を聞いて本計画を策定した』

○総合開発(前期)5箇年計画 昭和38年(1963年)～昭和42年(1967年)
『農業基盤の整備と教育施設の充実』

○総合開発(後期)5箇年計画 昭和43年(1968年)～昭和47年(1972年)
『基盤整備の促進』

(昭和44年に地方自治法が改正され、総合計画の議会承認が必要になった)

◆ 第2期中標津町総合開発計画 昭和48年度～ 昭和55年度 (8年)
(1973年) (1980年)

スローガン『生産と生活の調和する郷土と内陸の中核都市をめざして』

計画策定の意義から

『これから広域的関連計画と緊密な調整をはかりながら、全町民の生活現況を見極めたなかで、より綿密でユニークな計画を樹立し、町民生活の向上と魅力ある郷土の建設をめざすものでなければならない。』

この第2期計画から実施計画を毎年3箇年計上する『ローリング方式』とした。

◆ 第3期中標津町総合発展計画 昭和56年度～ 昭和65年度 (10年)
(1981年) 平成2年(1990年)

都市像『豊かな自然と風土の文化に根ざした活力あふれる根室内陸の中核都市』
計画策定で目指すもの

『みどり豊かな大地と太陽に恵まれた環境のもとで、自然と人間を大切にし、地域に根ざした産業社会を確立し、安全で快適な都市環境と地域社会を築き、風土の生活に融和したすぐれた地域文化を創造し、町民相互の連帯と友情に結ばれた愛情と情緒豊かな活力に満ちた地域社会の実現を目指す』

◆ 第4期中標津町総合発展計画 平成3年度～ 平成12年度 (10年)
(1991年) (2000年)

シンボルテーマ『空とみどりの交流都市 中標津』

計画の通称『TAKE・OFF21なかしべつプラン』

21世紀にむけての基本方向

- ①『広域中核都市としての性格をさらに強め、より質を高める』
(町の活力の実感を高める)
- ②『地域の産業潜在力を掘り起こし、新たな産業分野を加え、産業を振興し活性化をはかる』(町の豊かさの実感を高める)
- ③『北国の自然と生活文化が相乗する快適な居住環境の現実をはかる』
(町の住み良さの実感を高める)
- ④『交流の推進により、新たな活気をつくり、町の意欲を原動力にする町づくりを進める』(町民の誇りを高める)

◆ 第5期中標津町総合発展計画 平成13年度～平成22年度 (10年)
(2001年) (2010年)

まちづくりテーマ『活力みなぎる緑の郷土なかしべつ』

サブテーマ『人と自然と街の共生』

まちづくりにおける6つの課題

- ① 自然と永続的に共生する美しく快適なまちへ
- ② 多様な人々が安心していきいきと暮らせるまちへ
- ③ 中核的な都市機能を有する活気に満ちたまちへ
- ④ 個性と創造力あふれる人を育むまちへ
- ⑤ 郷土愛とふれあいに満ちた人情味あふれるまちへ
- ⑥ 地域と行政が一体となったパートナーシップ型のまちへ

施策の大綱(まちづくりの基本方向)

- ・活力を生み出す基盤整備と産業の振興
- ・美しい自然と調和した快適空間の形成
- ・健康で生きがいに満ちた地域社会の創造
- ・パートナーシップで進めるまちづくり

◆ 第6期中標津町総合発展計画 平成23年度～平成32年度 (10年)
(2011年) (2020年)

平成21年度～平成22年度の2箇年で現在策定中

中標津町総合発展計画の年表

(総務部 企画課 作成)

年度	西暦	総合計画の策定経過	中標津の総合計画	北海道の計画	備考	
昭和21年	1946	『標津村』から分村 『中標津村』の誕生				
昭和25年	1950	町制施行『中標津村』から 『中標津町』に				
昭和26年	1951	人口増加・公共投資・借金 秩序無き5年間		昭和27年度		
昭和27年	1952			第1期 北海道 総合開発計画		
昭和28年	1953					
昭和29年	1954					
昭和30年	1955				昭和36年度	
昭和31年	1956	財政再建団体に指定される 財政再建計画(当初) 昭和31年～昭和40年 (7年目で借金返済) 第1期総合発展計画	財政再建 計画 (7年)		昭和37年度	
昭和32年	1957				第2期 北海道 総合開発計画	
昭和33年	1958					
昭和34年	1959					
昭和35年	1960					
昭和36年	1961					
昭和37年	1962					1期 (前期)
昭和38年	1963					
昭和39年	1964					
昭和40年	1965			当初再建目標～昭和40年		
昭和41年	1966			1期 (後期)		
昭和42年	1967					
昭和43年	1968					
昭和44年	1969					
昭和45年	1970			昭和45年度		
昭和46年	1971			昭和46年度		
昭和47年	1972			第3期 北海道 総合開発計画 (当初10年計画) (7年で終了) 昭和52年度		
昭和48年	1973	第2期総合発展計画	2 期 総合 発展 計画			
昭和49年	1974	北海道計画に合わせて 8年間としたつもりが、 北海道は計画期間を 変更してしまった。				
昭和50年	1975					
昭和51年	1976					
昭和52年	1977					
昭和53年	1978			昭和53年度		
昭和54年	1979					
昭和55年	1980			昭和55年度		
昭和56年	1981	第3期総合発展計画	3 期 総合 発展 計画	第4期 (新)北海道 総合開発計画 (10年計画)		
昭和57年	1982					
昭和58年	1983					
昭和59年	1984					
昭和60年	1985					
昭和61年	1986				昭和62年度	
昭和62年	1987				昭和63年度	
昭和63年	1988					
平成元年	1989				第5期 北海道 総合開発計画	
平成2年	1990					
平成3年	1991	第4期総合発展計画	4 期 総合 発展 計画	平成9年度		
平成4年	1992					平成10年度
平成5年	1993					第6期
平成6年	1994					
平成7年	1995					
平成8年	1996					
平成9年	1997					
平成10年	1998					
平成11年	1999					
平成12年	2000					

平成13年	2001	第5期総合発展計画	5 期 総 合 発 展 計 画	第6期 北海道 総合開発計画 平成19年度 平成20年度	都市計画マスタープラン (平成13年～平成32年)	
平成14年	2002					
平成15年	2003					
平成16年	2004					
平成17年	2005					
平成18年	2006					
平成19年	2007					
平成20年	2008					
平成21年	2009					
平成22年	2010					
平成23年	2011	第6期総合発展計画	6 期 総 合 発 展 計 画	第7期 北海道 総合開発計画 平成29年度	都市計画マスタープラン (平成23年見直し)	
平成24年	2012					
平成25年	2013					
平成26年	2014					
平成27年	2015					
平成28年	2016					
平成29年	2017					
平成30年	2018					
平成31年	2019					
平成32年	2020					
平成33年	2021		-	-	都市計画マスタープラン (平成32年終了)	
平成34年	2022					
平成35年	2023					
平成36年	2024					
平成37年	2025					
平成38年	2026					
平成39年	2027					
平成40年	2028					
平成41年	2029					
平成42年	2030					